

## 青葉区制30周年記念名称使用に関する事務取扱要綱

制定 令和5年10月2日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、青葉区制30周年記念事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が、区民等により組織された団体等が行う青葉区制30周年を祝うための事業及び青葉区制30周年の機運を醸成する事業等を、青葉区制30周年記念関連事業（以下、「関連事業」という。）として認定することに必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「区民等」とは青葉区在住者に限らず、青葉区と深い関わりのある団体等の構成員をいう。

2 この要綱において「事業等」とは、学術、文化、芸術、芸能、教育、スポーツに関する事業、地域活動の推進に関する事業、地域産業の振興に関する事業、福祉に関する事業、及び保健衛生に関する事業その他これらに類する事業をいう。

### (認定の対象)

第3条 関連事業の認定の対象となる事業等は、団体等が行う事業で、次の全ての要件に該当するものとする。

- (1) 青葉区制30周年を盛り上げるための事業
- (2) 青葉区民等を対象とする事業
- (3) 令和6年1月1日から12月31日までの間に開始し、令和7年3月31日までに終了する事業

2 前項の規定に関わらず、以下の条件に該当する場合は、認定の対象としないものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの、又はその恐れのあるもの
- (2) 政治活動、選挙運動、宗教的活動又は思想的主張に関するもの
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう)又は代表者が暴力団員に該当する者が実施するもの
- (4) その他青葉区制30周年記念事業実行委員会会長（以下、「会長」という。）が関連事業と認定することが不適用と認めるもの

### (認定及び使用認定の手続き)

第4条 関連事業の認定を受けようとする者は、横浜市電子申請・届出システム又は「青葉区制30周年記念名称使用申請書」（第1号様式）を会長に提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合は、会長の認定によらず、関連事業として「青葉区制30周年記念」の記念名称(以下、「記念名称」という。)を使用することができる。

- (1) 青葉区が主催する事業
  - (2) その他届出を必要としないと会長が認めた事業
- 3 第1項に掲げる申請は、行事の開催日の3週間前までに行わなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(認定の決定)

第5条 会長は、前条の申請があったときは、第3条の規定に基づき、対象事業であることを確認し、認定する。

- 2 会長は、前項に基づき認定を行った際、申請者に対して、「青葉区制30周年記念関連事業認定決定通知書」(第2号様式)(以下、「決定通知書」という。)により通知する。
- 3 決定通知書を受けた者は、関連事業として当該事業に記念名称及び青葉区制30周年記念ロゴマーク(以下、「ロゴマーク」という。)を使用することができるものとする。ただし、ロゴマークの使用については、「青葉区制30周年記念ロゴマーク取扱要綱」によるものとする。
- 4 決定通知書を受けた者は、啓発物品の付与を受けることができる。
- 5 会長は、関連事業について、各種媒体で公表することができる。

(変更届等)

第6条 前条の規定により決定通知書を受けた者は、申請の内容を変更する場合は「変更届」(第3号様式)を、行事等が終了した場合は「終了届」(第4号様式)を、速やかに会長に提出しなければならない。ただし、内容の変更にあつては、軽易なものについては、この限りでない。

(決定の取消し)

第7条 会長は、第5条の規定により関連事業を認定した場合において、申請者又は当該行事が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することが判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により承認を受けた場合
  - (2) 正当な理由がなく、申請の内容と異なる行事を実施した、又は実施することが発覚した場合
  - (3) 法令に違反した場合
  - (4) その他、会長が不相当と認めた場合
- 2 取消の効力は決定の時点まで遡るものとし、当該取消に関して、実行委員会は団体等に対して一切の責任を負わないものとする。
  - 3 会長は、第1項の規定により決定を取り消した場合において、「使用取消通知書」(第5号様式)を申請者に送付するものとする。

(損害賠償)

第8条 実行委員会は、関連事業となったこと及び記念名称を使用した事業を実施したことに起因する損害について一切の責任を負わない。

2 使用者は、関連事業の実施及び記念名称の使用に際して故意又は過失により実行委員会及び青葉区に損害を与えた場合は、これによって生じた一切の損害を賠償しなければならない。

(事務局)

第9条 事務局は、青葉区役所地域振興課内とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月2日から施行し、実行委員会の解散をもって、その効力を失う。



第1号様式（第4条）

青葉区制30周年記念名称使用申請書

令和 年 月 日

青葉区制30周年記念事業実行委員会 会長

団体名	(フリガナ)
団体所在地	〒 _____
代表者名	(フリガナ)
連絡担当者	(フリガナ)
電話番号	
Eメールアドレス	

次の行事について、青葉区制30周年記念関連事業として「青葉区制30周年記念」の名称を使用したいので申請します。

申請にあたっては、裏面に記載のとおり認定の対象となる要件を全て満たすことを申告します。

(1) 行事名	
(2) 開催期間	令和6年 月 日から令和 年 月 日まで
(3) 会場	
(4) 行事内容	
(5) 開催趣旨	
(6) ロゴマーク使用	あり ・ なし
(7) ロゴマークの使用 方法	該当する使用目的をチェックしてください。（複数回答可） <input type="checkbox"/> 看板類 <input type="checkbox"/> パンフレット等配布印刷物 <input type="checkbox"/> 映像 <input type="checkbox"/> 記念品類 <input type="checkbox"/> その他（ ）
(8) 作成（配布）数	
(8) ロゴマーク使用 物品の配布・販売	有償（販売予定価格_____円） ・ 無償 ・ なし

※(7)～(9)は、ロゴマークの使用がない場合には記入不要です。

## 申 告 書

	チェック
当該事業は青葉区制度30周年盛り上げるための事業です。	
当該事業は青葉区民等を対象とする事業です。	
当該事業は令和6年1月1日から12月31日までの間に開始し、令和7年3月31日までに終了する事業です。	
当該事業は公序良俗に反するものではありません。	
当該事業は政治活動、選挙運動、宗教的活動又は思想的主張に関するものではありません。	
当該事業は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）又は代表者が暴力団員に該当する者が実施するものではありません。	

	チェック
当該行事を、区制30周年記念関連事業として認定した場合、各種媒体において公表する場合があります。 <u>公表を希望しない場合は、チェックしてください。</u>	

第2号様式（第5条）

令和 年 月 日

（団体名）  
（代表者）様

青葉区制30周年記念事業実行委員会 会長

### 青葉区制30周年記念関連事業認定決定通知書

令和 年 月 日に申請のありました行事について、次のとおり決定しましたので、お知らせします。なお、行事の実施にあたっては、使用条件を遵守してください。

(1) 行事名

(2) 決定内容

(3) 使用条件

ア 申請内容を変更する場合は速やかに変更した内容を青葉区制30周年記念事業実行委員会会長に届け出てください。

イ 青葉区制30周年記念ロゴマークを使用する際には「青葉区制30周年記念ロゴマーク取扱要綱」を遵守してください。

申請の承認後であっても、申請者が次の事由に該当することが判明した場合、当該承認を取り消すことがあります。

- (1) 虚偽の申請をした場合。
- (2) 正当な理由がなく、申請と異なる内容で使用した場合。
- (3) 法令又はこの使用条件に違反した場合。

担当  
電話  
FAX  
Eメール

第3号様式（第6条）

変更届

令和 年 月 日

青葉区制30周年記念事業実行委員会 会長

団体名	(フリガナ)
団体所在地	〒 _____
代表者名	(フリガナ)
連絡担当者	(フリガナ)
電話番号	
Eメールアドレス	

先の申請について、次のとおり内容を変更しますので届出ます。

(1) 行事名	
(2) 開催期間	令和6年 月 日から令和 年 月 日まで
(3) 変更内容	
(4) 変更理由	



第4号様式（第6条）

終了届

令和 年 月 日

青葉区制30周年記念事業実行委員会 会長

団体名	(フリガナ)
団体所在地	〒 _____
代表者名	(フリガナ)
連絡担当者	(フリガナ)
電話番号	
Eメールアドレス	

このたび、青葉区制30周年記念事業実行委員会の承諾を得て実施しました行事は、次のとおり終了しましたので届出ます。

(1) 行事名	
(2) 開催期間	令和6年 月 日から令和 年 月 日まで
(3) 会場	
(4) 行事内容	
(5) 延べ入場者数 又は参加者数	

第5号様式（第7条）

令和 年 月 日

（団体名）  
（代表者）様

青葉区制30周年記念事業実行委員会 会長

## 使用取消通知書

このたび、青葉区制30周年記念事業実行委員会が関連事業として認定した行事について、取消が決定したので通知します。

(1) 行事名

(2) 理由

担当  
電話  
FAX  
Eメール